

# 国家公務員退職手当法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則について（概要）

## 1 制定理由

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 95 号）の施行により、国家公務員退職手当法は、行政手続法の聴聞に関する規定を意見の聴取の手続に準用することとなった。国家公務員退職手当法に係る処分は各行政庁で行われるものであるが、退職手当制度の統一的な運用を確保する観点から、同法を所管する総務省において意見の聴取に関する統一的な手続規則を設けることとする。

## 2 内容

「聴聞の運用のための具体的措置について」（平成 6 年 4 月 25 日 総管第 102 号 各省庁官房長等あて 総務庁行政管理局長通知）に示されている指針を踏まえ意見の聴取の規則を定めるものとする。

## 3 施行期日

施行期日は平成 21 年 4 月 1 日とする。